

質問回答

平成 25 年 7 月 29 日

「平成 25 年度案件別事後評価:パッケージ - 5 (東南アジア地域、南米地域)」

(公示日:平成 25 年 7 月 9 日 / 公示番号:再公示 1)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	1頁・第4条 共同企業体の結成並びに補強の可否等「商社、建設業者、本件業務における評価対象案件に関連する...(略)...関わった個人は、構成員にはなれません。」	本件業務の構成員の条件は、評価対象案件毎に適用されるのではなく、評価対象案件に総じて適用されるとの理解でよろしいでしょうか？すなわち、個人・法人が、本件パッケージの評価対象となっている案件 に関し、構成員条件を満たしていたとしても、案件 に関する構成員条件を満たさない場合、同個人を作業分担で案件 に関与させない、とプロポーザル内で提案しても、本件業務の構成員にはなれない、との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通り、本件業務の構成員の条件は、評価対象案件全てに適用されます。すなわち、個人・法人が評価対象案件のうちいずれかにおいても構成員条件を満たさない場合、本件業務の構成員としての資格を有しません。

以上